

京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 Q & A

【趣旨】

Q 1. 京都大学における公益通報者の保護等に関する規程（以下「公益通報者保護等規程」という。）を制定する趣旨は。

A 1. 平成16年6月18日に公益通報者保護法（以下「法」という。）が公布され、平成18年4月1日より施行されました。これを受け、本学においても、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の禁止等の公益通報者の保護を図ることを目的として、及び公益通報に関し本学がとるべき措置を定めるために、平成18年3月6日に公益通報者保護等規程を制定しました。

【公益通報の定義】

Q 2. 公益通報とは何ですか。

A 2. 公益通報者保護等規程において、「(1) 本学の職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。）が、(2) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、(3) 本学又は本学の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、(4) ア) 本学（通報窓口等）、イ) 当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関、ウ) 又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に、(5) 通報すること。」と定義されています。

Q 3. 公益通報の対象となる本学の業務とはどのような業務をいうのか。

A 3. 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項の規定により本学が実施する業務をいいます。

【参考】国立大学法人法（平成15年法律第112号）抄
（業務の範囲等）

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- (1) 国立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって

政令で定めるものを実施する者に出資すること。
(7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

Q 4. 本学の職員に含まれる「派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者」とは、どのような者をいうのか。

A 4. 労働基準法第9条による労働者の定義に該当するもの全てがこれに含まれ、本学の指揮命令又は具体的指示のもとに労務を提供し、賃金を支払われている者をいいます。

また、民法上自由対等な関係を前提としている請負や業務委託と称する契約を結んでいる場合であっても、本学が指揮命令して労務に服させているものは、これに含まれるので注意が必要です。

Q 5. 公益通報の定義において、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、どのようなことをいうのか。

A 5. 通報を手段として金品を授受するなど、本学との信義誠実の關係に反したり、公序良俗に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る図利目的としての「不正の利益を得る目的」又は本学の他の職員などの他人に対して、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える加害目的としての「他人に損害を加える目的」のほか、「その他の不正の目的」として、信義誠実の原則や公序良俗に反する目的の通報など社会通念上違法性が高いものをいいます。

Q 6. 通報対象事実が「まさに生じようとしている」とは、どのような場合をいうのか。

A 6. 通報対象事実の発生が切迫しており、発生する可能性が高い場合をいいます。ただし、必ずしも発生する直前に限らず、例えば、発生することがあらかじめ確定している場合で、当該日まで間がある場合も含まれます。

Q 7. 公益通報を受ける「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」とは、どのような者をいうのか。

A 7. 例えば、弁護士や公認会計士が運営している公益通報者支援団体などが考えられ、当該通報対象事実について国民に広く知らせることを通じ、その発生や被害の拡大の防止に資することから、放送機関や新聞社等の報道機関もこれに含まれます。

Q 8. 「通報」とはどのような行為をいうのか。

A 8. 一定の事実を他人に知らせる行為をいい、公益通報者保護等規程においては、犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を、本学通報窓口等に知らせる行為をいいます。これに対し、「ある行為が、公益通報者保護等規程の対象となる法令違反行為に当たるかどうか」、「公益通報者保護等規程による保護を受

けるためには、どのような通報先に通報すべきか」等法令違反行為の行為者などの具体的事実を示さない一般的な内容で行われるものは通報の前段階の「相談」に該当し、「通報」には含みません。

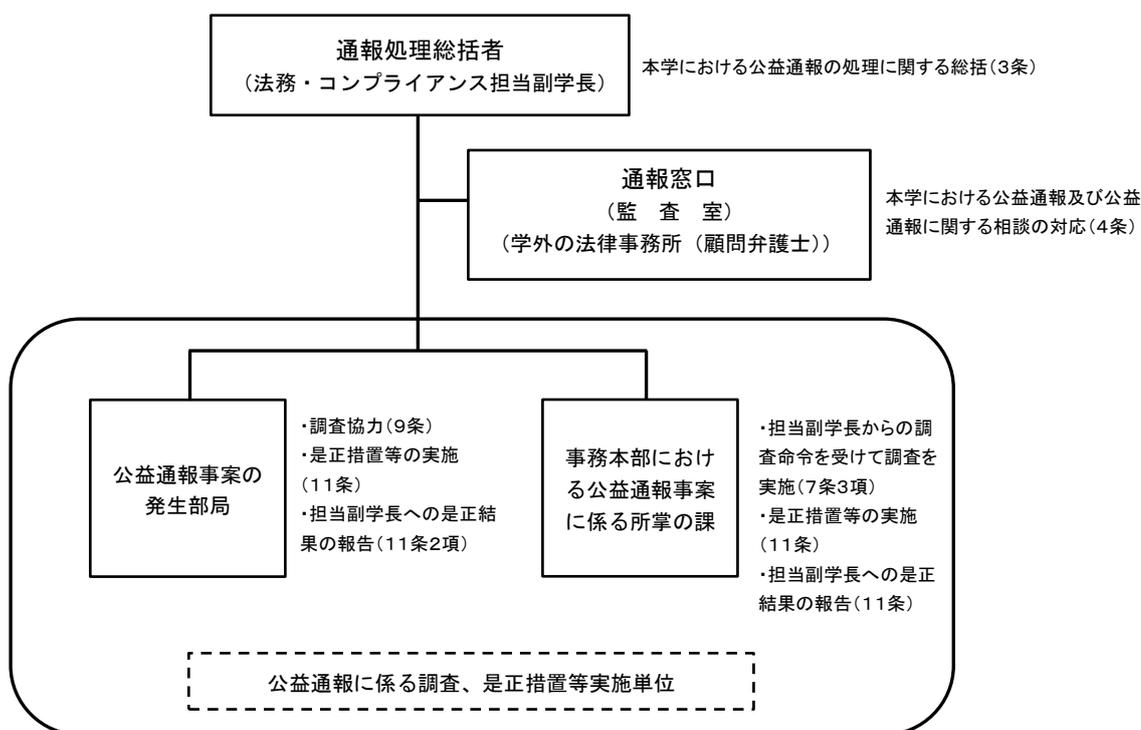
Q 9. 「通報対象事実」から除外されるものは、どのようなものがあるか。

A 9. 公益通報は、犯罪行為又は行政処分の対象となる法令違反行為の事実の通報に限定しています。民事法違反及び各種基本法の努力義務違反などの事実については、公益通報の対象事実から除外され、公益通報者保護等規程による通報の処理及び公益通報者の保護の適用を受ける通報には当たりません。

【通報処理の体制】

Q 10. 本学における公益通報処理の管理体制は、どうなっているのか。

A 10. 本学における公益通報処理の管理体制は下図のとおりです。



Q 11. 通報窓口に対する公益通報又は公益通報に関する相談は、どのような方法であればいいのか。

A 11. 通報窓口に対する公益通報又は公益通報に関する相談は、電話、電子メール、書面又は面会の4つの方法があります。(ただし、学外の通報窓口に対する通報又は相談は、電話、電子メール又は書面にて受け付けます。)

なお、公益通報を行う際には、電話による通報を行うとき、緊急を要するときその他特別の理由があるときを除いて、別紙の様式の例により必要事項を通報窓口連絡する

ようにして下さい。この場合は、通報の対象となる事実について、法令の具体的な条項まで明らかにする必要はありませんが、通報対象事実の具体的な内容を示さなければ、その行為がどの法令に違反しているか判断できませんので、通報後の調査や是正措置等が実施できる程度の具体的な事実を知らせていただく必要があります。

Q 1 2. 公益通報は、匿名で行うことはできるのか。

A 1 2. 公益通報を匿名で行うことは可能ですが、調査結果の通知等ができないため、できる限り実名での通報をお願いします（通報対象事実の調査にあたっては、通報者が特定されることの無いように十分に配慮します。）。なお、匿名の通報の場合は、通常は通報者本人が特定されず、不利益な取扱いを受けないため保護の対象になりません。通報時には匿名でも、何らかの事情により、通報者本人が特定され、解雇その他の不利益な取扱いを受けた場合には、保護の対象になります。

Q 1 3. 公益通報の受付について、通報窓口の職員等以外の職員等が通報を受けた場合、通報窓口へ連絡し、又は通報者に通報窓口へ通報するように助言するとなっているが、その趣旨は。

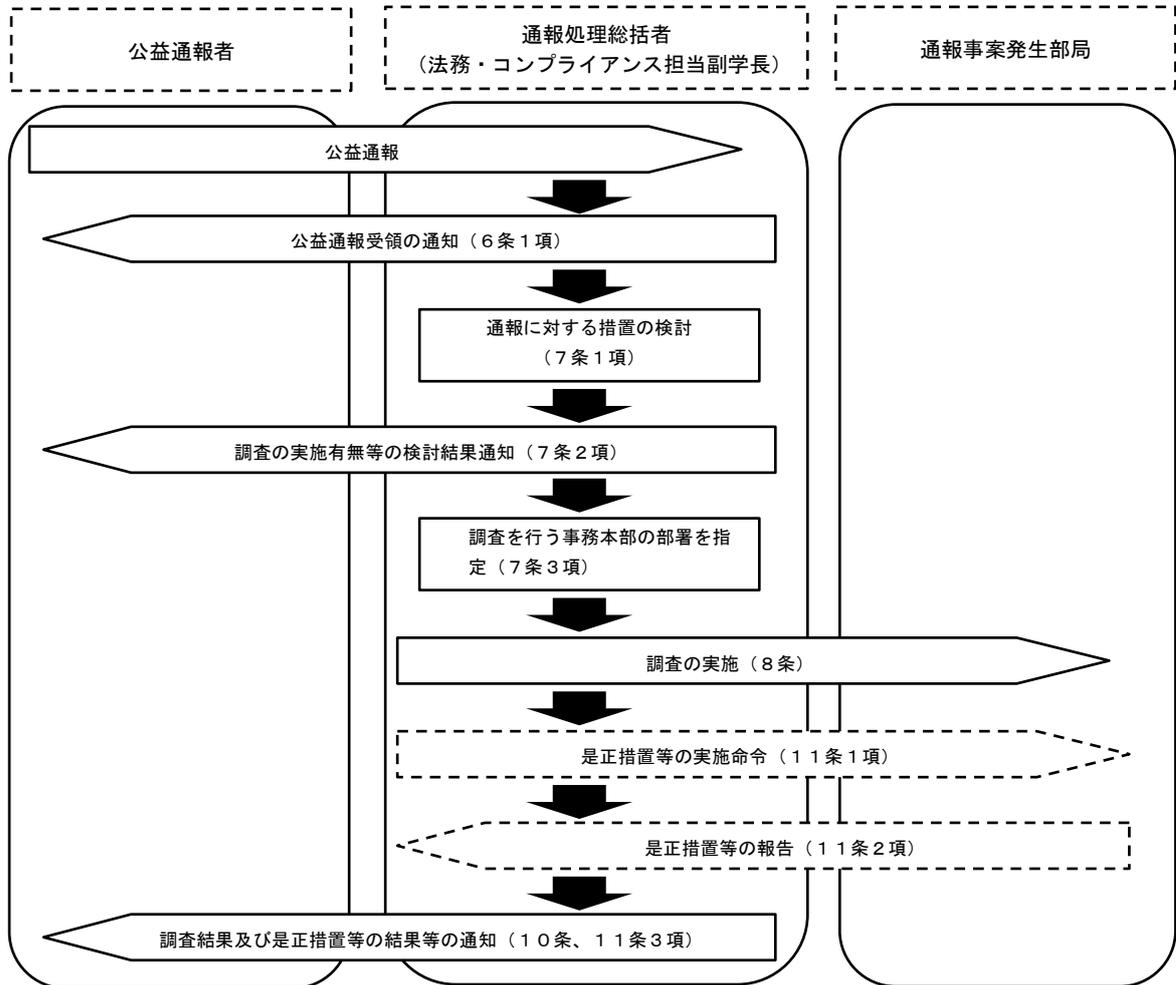
A 1 3. 本学が定める通報窓口（学内：監査室、学外：法律事務所（顧問弁護士））への通報のほかに、その通報対象事実について権限を有する管理職、当該職員の業務上の指揮監督に当たる上司等に対する通報についても本学に対する公益通報に該当することになるので、大学として公益通報の処理を統一かつ適切に行うために、通報窓口への通報を基本としつつも、当該管理職等の者が公益通報を受けた場合の措置を定めたものです。

Q 1 4. 公益通報の事実について調査を行う場合について、「調査を実施する者」は、公益通報について、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないとなっているが、この「調査を実施する者」とは、どのような者をいうのか。

A 1 4. 公益通報者保護等規程第8条の規定により調査を行う者のほか、第9条の規定により調査に協力した者及び第11条第1項の規定により是正措置等を講じた者をいいます。

Q 1 5. 公益通報があった場合の、本学の公益通報処理の流れは、どうなっているのか。

Q 1 5. 本学における公益通報処理の流れは下図のとおりです。



【解雇・不利益取扱いの禁止】

Q 1 6. 通報者は、「法第3条各号に掲げる公益通報」をしたことにより、不利益な取り扱いを受けないこととなっているが、この法に掲げる公益通報とは、どのようなものをいうのか。

A 1 6. 次の(1)から(3)に掲げるものをいいます。また、これらの公益通報をした者が、公益通報者保護等規程における保護の対象になります。

- (1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合における本学に対する公益通報
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合における当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報
- (3) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合におけるその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

ア (1)及び(2)の公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

イ (1)の公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ウ 労務提供先から(1)及び(2)の公益通報をしないことを正当な理由がなく要求された場合

エ 書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により(1)の公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなく調査を行わない場合

オ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

Q 1 7. 第16条及びA 1 6 (3)アにいう「不利益な取扱い」とは、どのようなものをいうのか。

A 1 7. 懲戒処分、懲戒処分に該当しない訓告等や不利益な配置の変更など人事上・給与上の差別取扱いの作為又は不作為をいい、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害すること等事実上の行為も含まれます。また、公益通報者が派遣労働者の場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣をする事業者が派遣労働者の交代を求めること等が不利益な取扱いになります。

Q 1 8. A 1 6 (2)、(3)における「信ずるに足りる相当の理由がある場合」とは、どのような場合をいうのか。

A 1 8. 通報対象事実について単なる伝聞等ではなく内容を裏付けられると思われる資料等の証拠がある場合又は以前に通報対象事実が生じた事例が存在する場合など、相当の根拠がある場合をいいます。

Q 1 9. A 1 6 (3)ウにおける「正当な理由」とは、どのようなことをいうのか。

Q 1 9. 例えば、通報対象事実がまさに生じようとしていた事案について既に改善措置が取られていることを通報者が知らなかった場合に、通報者の上司が「既に改善措置が取られているため通報は必要ない」と告げることなどをいいます。

Q 2 0. A 1 6 (3)エにおける「20日」は、どのように起算し、また、どのような期間と考えるのか。

A 2 0. 「20日」の起算日は、民法の到達主義の原則に従い、書面による公益通報が本学に到達した日（当該書面がその内容について本学の了知可能な状態に到達した日）とします。また、この期間は、「調査を行う旨の通知」を行う期限を示すものであり、調査を実施する期限を指定するものではありません。

Q 2 1. A 1 6 (3) エにおける調査を行わないことの「正当な理由がある場合」とは、どのような場合をいうのか。

A 2 1. 通報前に既に調査を行っており当該事実がないことが明らかである場合や過去の事案で当時の事実関係を調べる方法がないことが判明した場合などをいいます。

Q 2 2. 通報先が複数の機関にわたる場合の公益通報者の保護はどうなるのか。

A 2 2. 「法第3条各号に掲げる公益通報」がA 1 6の公益通報の要件を満たしている限り、同一の通報対象事実に係る通報先が複数の機関にわたるか否かにかかわらず、公益通報者は保護の対象となります。よって、当該公益通報をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いは行えません。

【その他】

Q 2 3. 本学の教職員以外の者からの通報又は総長若しくは理事が定める規程の規定に違反する事実の通報とは、どのような通報をいうのか。

A 2 3. 本学の教職員以外の者からの通報又は総長若しくは理事が定める規程の規定に違反する事実の通報は、公益通報者保護等規程の公益通報に該当しませんが、本学の教職員以外の者が、そのような事実を知った場合で、当該事実を本学に通報することで、本学における公益通報と同じように取扱うものをいいます。ここでいう「事実」には、本学の教職員が、本学が行う業務に従事する場合の行為をいい、教職員が自家用車を運転中に速度違反を行ったなどの本学と全く無関係な私生活上の法令違反行為については、その対象となりません。

Q 2 4. 公益通報をした後は、通報内容についてどのようにして、改善が行われるのか。

A 2 4. 通報を受理した後は、公益通報内容についてどのような措置を行うか検討し、事実を確認するための調査の実施の有無について、通報者に通知します。（公益通報に当てはまるか否か、どの部署で対応するか等を連絡する。）調査は事務本部の職員が行います。調査終了次第、調査結果を通報者に通知し、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置を講じ、又は部局の長に対し是正措置を講じることを命じます。その後、是正措置等の結果については通報者に報告するという流れになっています。

(別紙)

公 益 通 報 書

通報日 年 月 日

氏 名			
所 属			
連絡方法・連絡先	電 話		()
	メー ル		()
	学内便		()
通 報 内 容	通 報 対 象 者 (部署)		
	通 報 の 内 容		
	特 記 事 項		
証拠書類等の有無	有/無	(書類等の内容:)	
結果の通知希望	希望する/希望しない		

※ できる限り実名での通報と「連絡方法・連絡先」(可能な限りで)の記載にご協力ください。匿名での通報の場合、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。

※ 氏名その他の個人情報については、窓口等から通報者への連絡、調査その他通報処理に関し必要な限度でのみ使用し、適切に保護を行います。

※ 「通報内容」については、通報の対象となる事実が「いつ」「どこで」「どのように」「どのような理由で」「どのような法令に違反して」生じ、又はまさに生じようとしているかを分かる範囲でご記入ください。

※ 「証拠書類等」とは、書面に限らず、電磁的記録媒体その他通報内容における事実の証拠となる物品を含みます。通報の際には、これらのものも提出願います。